

令和2年6月18日現在

令和2年度「介護サービス情報の公表」制度に係る
事業所情報の報告及び訪問調査の実施について

令和2年度介護サービス情報の公表に係る事業所情報報告及び訪問調査については、次のとおり実施します。

○実施期間について

令和2年8月1日から令和3年3月31日までを予定しております。

○対象サービスについて

令和元年（平成31年）の介護報酬の支払額（利用者負担額を含む。）が100万円を超えたサービス及び令和2年度中に新規指定を受けたサービス（みなし指定を除く。）が公表の対象となります。

詳細につきましては、相模原市から郵送する「計画通知書」をご確認ください。

（参考：対象サービス一覧）

- ・ 訪問介護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 訪問入浴介護（予防を含む）
- ・ 訪問看護（予防を含む）
- ・ 訪問リハビリテーション（予防を含む）
- ・ 通所介護
- ・ 認知症対応型通所介護（予防を含む）
- ・ 療養通所介護
- ・ 通所リハビリテーション（予防を含む）
- ・ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）
- ・ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）（予防を含む）
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- ・ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）
- ・ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）（予防を含む）
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- ・ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付き高齢者向け住宅）（予防を含む）
- ・ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付高齢者向け住宅）
（外部サービス利用型）（予防を含む）
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付高齢者向け住宅）
- ・ 福祉用具貸与（予防を含む）
- ・ 特定福祉用具販売（予防を含む）

- ・小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
- ・認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
- ・居宅介護支援
- ・介護老人福祉施設
- ・短期入所生活介護（予防を含む）
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・介護老人保健施設
- ・短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
- ・介護療養型医療施設
- ・短期入所療養介護（介護療養型医療施設）（予防を含む）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・複合型サービス
- ・地域密着型通所介護
- ・介護医療院
- ・短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）

○訪問調査対象年度について

令和2年度の訪問調査対象年度は次のとおりです。

ただし、調査対象サービスの中で第三者性がある評価機関により令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）に評価を受審した事業所は、訪問調査が免除されます。

- ・平成13年度（平成12年4月1日～平成13年3月31日）の新規指定
- ・平成16年度（平成15年4月1日～平成16年3月31日）の新規指定
- ・平成19年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）の新規指定
- ・平成22年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）の新規指定
- ・平成25年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）の新規指定
- ・平成30年度～令和元年度（平成30年4月1日～令和2年3月31日）の新規指定
- ・令和2年度の新規指定（令和2年4月1日～）※みなし指定以外

○報告（調査票）の内容について

公表の対象となるサービスを実施している全ての介護サービス事業者は、次のとおり基本情報と運営情報の報告（調査票の提出）が義務付けられています。

基本情報調査票：事業所の名称、連絡先、人員体制、運営時間などの事業所の基本的な情報を報告するもの

運営情報調査票：事業所の実施サービスの内容に関する事項、運営状況に関する事項などの情報を報告するもの

○手数料について

公表及び調査に当たっては手数料が必要です。

公表手数料（公表事務に関する費用）及び調査手数料（調査事務に関する費用）は、所定の納入通知書により金融機関（ゆうちょ銀行は除く）で納付してください。納入通知書は「計画通知書」と併せて郵送します。

これらの手数料は、相模原市における介護サービス情報の公表制度を円滑に運用するために、指定情報公表センター及び指定調査機関の運営費用として使われます。